

第10編 保健衛生

保健衛生

区民の健康の保持増進と疾病予防を図るため、乳幼児、妊産婦、生活習慣病などの健康診査や保健指導などをはじめ、結核・感染症の発生予防・拡大防止事業、休日などに発生する急病患者の医療を確保するための休日等診療事業、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく大気汚染による健康被害者に対する医療費や障害補償費などの給付およびこれら公害健康被害者の健康の回復のための福祉事業などを行っている。

また、診療所・施術所など医療関係施設や薬局、医薬品

の販売業、毒物劇物の販売業などに対する許可・登録、届け出の受理、監視指導などの医事業事関係事務の他、理・美容所、旅館、飲食店などに対する監視指導や許可などの環境・食品衛生業務を行っている。

その他、ねずみ・衛生害虫の防除対策、動物愛護事業などを実施している。

※令和6年4月15日に晴海保健センターを開設。

(晴海4-8-1晴海区民センター5階)

衛生総務

衛生統計

管内の人口動態をはじめとする情報を整理・分析し、事業計画、事業の評価など、衛生行政を推進するための基礎資料としている。

主要死因死亡

主要死因のうち第1位は悪性新生物、第2位は老衰、第3位は心疾患で、三大死因が死亡数の約6割となっている。

人口動態統計の年次推移

年次	性別	出生	死亡	死産	婚姻	離婚
令和3年	計	1,969人	977人	42人	1,502件	329件
	男	976	433	—	—	—
	女	993	544	—	—	—
令和4年	計	1,875	1,044	42	1,604	334
	男	948	501	—	—	—
	女	927	543	—	—	—
令和5年	計	1,751	1,064	29	1,544	372
	男	898	508	—	—	—
	女	853	556	—	—	—

◎死産の男女は計上しない。

令和5年は概数

主要死因別死亡数

(令和5年・概数)

主 要 死 因	人 数	主 要 死 因	人 数
総 数	1,064人	心 疾 患 (高 血 圧 性 を 除 く)	127
敗 血 症	3	(主 要 内 訳)	(19)
結 核	2	急 性 心 筋 梗 塞	43
悪 性 新 生 物	316	そ の 他 の 虚 血 性 心 疾 患	9
(主 要 内 訳)	(5)	不 整 脈 お よ び 伝 導 障 害	(41)
口 唇 ・ 口 腔 お よ び 咽 頭 道	7	心 不 全	57
食 胃	25	(主 要 内 訳)	(6)
結 腸	19	く も 膜 下 出 血	23
直 腸 S 状 結 腸 移 行 部 お よ び 直 腸	11	脳 内 出 血	(27)
肝 お よ び 肝 内 胆 管	21	大 動 脈 瘤 お よ び 解 離	10
胆 の う お よ び そ の 他 の 胆 道	14	肺 性 閉 塞 性 肺 疾 患	44
膵	31	慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	10
気 管 、 気 管 支 お よ び 肺	54	ぜ ん 器 系 の 疾 患	1
乳 房	26	そ の 他 の 呼 吸 器 系 の 疾 患	64
子 宮	7	肝 疾 患	20
前 立 腺	11	腎 不 全	14
悪 性 リ ン パ 腫	(22)	老 慮 の 事 故	155
糖 尿 病	6	不 慮 の 事 故	22
神 経 系 の 疾 患	29	(主 要 内 訳)	(3)
高 血 圧 性 疾 患	2	自 他 の 交 通 事 故	36
		C O V I D - 1 9 に よ る 肺 炎	21
		そ の 他 の 全 死 因	125

主要死因順位の年次推移

順位 年次	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
令和 3 年	悪性新生物 26.5%	心疾患 14.0	老衰 13.2	その他の呼吸器系の疾患 7.0	脳血管疾患 6.6
令和 4 年	悪性新生物 25.8%	老衰 17.9	心疾患 11.3	その他の呼吸器系の疾患 6.4	脳血管疾患 5.0
令和 5 年	悪性新生物 29.7%	老衰 14.6	心疾患 11.9	その他の呼吸器系の疾患 6.0	脳血管疾患 5.4

◎「％」は死因別死亡数の割合。令和 5 年は概数

休日等診療

1 休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤
日曜日、祝日、年末年始における急病患者に対する診療事業（内科・小児科・歯科）および調剤事業を、区内地区

医師会、歯科医師会および薬剤師会に委託して実施している。なお、内科・小児科および調剤については、土曜日の夜間診療を実施している。
また、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送に対応している。

休日診療実施体制

診療科目	診療場所	区 分	診療時間	担 当
内 科 小児科	京橋休日応急診療所 （銀座 1－25－3 京橋プラザ内） ☎（3561） 5171	休 日	午前 9 時～午後 5 時	中 央 区 医 師 会
	中央区休日応急診療所 （佃 2－17－8） ☎（3533） 3136	休 日	午前 9 時～午後10時	
		土 曜 日	午後 5 時～10時	
	中央区医師会が指定する医療機関	入 院	—	日 本 橋 医 師 会
	日本橋休日応急診療所 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 2570	休 日	午前 9 時～午後10時	
		土 曜 日	午後 5 時～10時	
歯 科	中央区休日応急歯科診療所 （明石町12－1 中央区保健所内） ☎（3541） 5420	休 日	午前 9 時～午後 5 時	京 橋 歯 科 医 師 会
	日本橋休日応急歯科診療所 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 5256			お 江 戸 日 本 橋 歯 科 医 師 会
調 剤	中央区休日応急薬局 （佃 2－17－8） ☎（3533） 5170	休 日	午前 9 時～午後10時	京 橋 薬 剤 師 会
		土 曜 日	午後 5 時～10時	
	日本橋休日応急薬局 （日本橋久松町 1－2） ☎（5640） 9856	休 日	午前 9 時～午後10時	日 本 橋 薬 剤 師 会
		土 曜 日	午後 5 時～10時	

◎区分の「休日」とは、日曜日、祝日、年末年始のこと

2 平日準夜間小児初期救急診療
小児の緊急診療体制を確保するため、中学生まで（15歳

以下）の急病患者に対する小児科診療事業を学校法人聖路
加国際大学に委託して実施している。

診療科目	診療場所	区 分	受付時間
小児科	聖路加国際病院小児総合医療センター （明石町10－1）☎（5550）7040	月～金曜日 （祝日、年末年始は除く）	午後6時45分～9時45分 （診療開始は午後7時から）

歯科保健

1 母子歯科健康診査
むし歯（う蝕）予防と健全な口腔機能の育成を目的に、
乳児歯科相談・幼児歯科経過観察・幼児歯科相談（すくす
く歯科相談）などの歯科健診および歯科相談を行っている。
さらに、必要に応じ2歳7カ月未満の幼児にむし歯予防処
置を実施している。

また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象に産
前・産後歯科健診を実施している。

2 歯と口の健康づくりの推進
成人歯科健康相談をはじめ、講習会、よい歯の表彰など、
歯科保健知識の普及啓発と歯科疾患の予防に努めている。

3 区民歯科健康診査
歯周病の早期発見と予防のため、20歳、25歳または30歳
以上70歳以下の偶数歳の区民および前年度に受診対象年齢
だった方で未受診の方を対象とした成人歯科健康診査を実
施している。また、口腔機能低下の予防、窒息や誤嚥性肺
炎の予防を図るため、72歳、74歳以上の区民および前年度
に受診対象年齢だった方で未受診の方を対象とした高齢者
歯科健康診査を実施している。

令和5年度実施人数
成人歯科健康診査 7,081人
高齢者歯科健康診査 3,549人

栄養指導

- 1 「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、妊婦・乳
幼児から高齢者までを対象に、疾病予防と健康増進を目的
とした栄養相談や食生活に関する知識の普及、実践を
促す講習会などを開催している。
- 2 区内給食施設における給食の質の向上を図るために指
導助言・巡回・講習会を実施している。
- 3 栄養成分表示などの相談・指導を行っている。

栄養指導実施状況（令和5年度）

区 分	総 数	健康 推進 課	セ ン タ ー 日本 橋 保 健	セ 月 島 タ 保 健
個別栄養相談	5,141人	2,048	1,321	1,772
講習会など集団指導	243回	83	63	97
生活習慣病栄養相談	66人	58	5	3
生活習慣病予防教室	89人	35	26	28
食品表示など相談・指導	119件	119	—	—
健康づくり協力店登録件数	109件	109	—	—

精神保健福祉

こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援す
るため、精神科専門医や保健師による相談を行っている。
（257頁別表1・2参照）

自殺総合対策
自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため必要
に応じて専門の相談窓口につなぐなど適切に対応できる人
を養成するゲートキーパー養成講座を実施する他、東京都
自殺予防月間の街頭キャンペーンや区内施設でのパネル展
示、健康福祉まつりなどのイベントにおける普及啓発事業
を実施している。

また、令和6年3月に国の「自殺総合対策大綱」や東京
都の「東京都自殺総合対策計画」および区の実情などを踏
まえ、「中央区自殺対策計画（第二次）」を策定し、自殺対
策の取り組みを総合的に推進している。

別表１ 専門医による精神保健福祉相談（令和５年度）

区 分		総 数	健康 推進 課	セ日本 ン橋 タ保 １健	セ月 ン島 タ保 １健
開設回数		84回	36	24	24
実人数		93人	41	26	26
延べ人数		100	43	30	27
内 容	認知症	1	1	0	0
	アルコール	6	0	1	5
	薬物	0	0	0	0
	児童・思春期	3	1	0	2
	健康づくり	8	0	6	2
	統合失調症	11	6	1	4
	そううつ病	8	0	5	3
	神経症	1	1	0	0
	その他	62	34	17	11
	社会復帰	0	0	0	0

別表２ 保健師による精神保健福祉相談（面接・訪問・電話・関係機関連絡）（令和５年度）

区 分		総 数	健康 推進 課	セ日本 ン橋 タ保 １健	セ月 ン島 タ保 １健
延べ人数		6,499人	1,280	2,238	2,981
内 訳	社会復帰	3	3	0	0
	高齢者	32	4	3	25
	アルコール	170	77	63	30
	薬物	29	0	8	21
	児童・思春期	94	33	10	51
	健康づくり	400	79	108	213
	うつ・うつ状態	1,168	177	517	474
	一般精神	3,714	339	1,470	1,905
	その他	889	568	59	262

保健福祉の相談

保健福祉の連携したサービスを提供するため、各種相談および申請手続きの支援、情報提供を行っている。

保健福祉相談件数（令和５年度）

区 分	相談件数
健康推進課	1,216件
日本橋保健センター	3,081
月島保健センター	4,711

難病患者福祉手当

「中央区難病患者福祉手当条例」に基づき、昭和51年４月から、難病患者の経済的負担を軽減するため、手当を支給している。手当額は、月額15,500円である。

令和５年度 対象疾病 355、受給者数 932人

要介護者歯科保健医療推進事業

障害者および在宅要介護者などが身近な地域で、必要な歯科医療サービスの提供が受けられるように「かかりつけ歯科医」の紹介・相談窓口を設置している。

また、誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能の回復、口臭の予防に効果がある口腔ケアの普及啓発を図っている。

令和５年度 紹介・相談件数 84件
（うち訪問診療 73件）

中央区保健所運営協議会

「地域保健法」に基づき、区内の地域保健および保健所の運営に関する事項を審議するために設置している。

なお、委員は30人以内をもって構成し、その任期は２年である。（委員一覧は421頁参照）

小児がん等患児・家族宿泊施設の貸し付け

区内の医療機関に入院・通院し治療を受ける小児がんおよび難病の患児とその家族を支援するため、区立築地あかつき住宅（築地7－9－13）の一部を宿泊施設として、公益財団法人「がんの子どもを守る会」および特定非営利活動法人「ファミリーハウス」に1戸ずつ貸し付けている。

母子保健

母子健康手帳などの交付

妊娠の届け出があった者に対し、母子健康手帳を交付し、その際、妊婦健康診査受診票や赤ちゃん訪問連絡はがきなどを同封した「母と子の保健バッグ」を交付している。

妊娠届け出数 (令和5年度)

区 分	届 け 出 数
総 数	2,117人
健 康 推 進 課	519
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	746
月 島 保 健 セ ン タ ー	852

母子健康診査

妊婦健康診査

母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託し、母子感染予防のためのB型肝炎・HTLV-1の検査を含む14回（多胎児の場合は19回）の健康診査費用の一部助成を行うとともに、超音波検査を実施している。

また、里帰り出産をした場合、都外の医療機関などで受診した妊婦健康診査費用の一部を助成している。

乳幼児健康診査

乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施している。

3～4カ月児と3歳児の健康診査（内科）は保健所・保健センターで行い、6～7カ月児と9～10カ月児の健康診査（内科）および1歳6カ月児の健康診査（内科）は医療機関に委託して行っている。

なお、平成31年4月1日から聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査を医療機関に委託し、生後50日以内に受診した初回の検査について対象児一人につき1回3,000円を上限に公費負担し実施している。

1歳6カ月児、3歳児は歯科健康診査と必要に応じ心理相談を行い、3歳児については視力検査、聴覚検査も実施している。

また、保健所および保健センターで実施する各健康診査時に、健康相談・栄養相談など育児に関する相談を行っている。

母子健康診査受診者数 (令和5年度)

区 分		総 数	健康推進課	日本橋保健センター	月島保健センター
妊 婦 健 康 診 査		21,186人	—	—	—
妊 婦 超 音 波 検 査		5,434	—	—	—
子 宮 頸 がん 検 診		1,830	—	—	—
乳児健康診査	3～4カ月	1,626 (35)	382	528	716
	6～7カ月	1,575	—	—	—
	9～10カ月	1,591	—	—	—
1歳6カ月児健康診査		1,605	—	—	—
3歳児健康診査		1,544 (213)	315	466	763

◎() は精密健康診査受診者数の内数である。

母子保健指導

新生児等訪問指導

出生通知の届け出があった全新生児を対象に、保健師などが訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児について相談を行っている。

プレママ教室（母親学級）など

(1) プレママ教室（母親学級）

母親の出産準備への不安を取り除くため、3日間にわたり妊娠、出産、育児に関する情報提供と相談対応を医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが行っている。

また、就業している妊婦を対象に土曜日（1日制）も行っている。

(2) パパママ教室（両親学級）

はじめての出産を迎える妊婦（安定期に入った20週から36週未満）とそのパートナーを対象に、出産の不安を和らげるための情報提供や、リラクゼーション法・沐浴などの講習を行っている。

ママとベビーのはじめて教室

産後2～3カ月の母親で、新生児訪問の未訪問の方などを対象に、育児に関する不安や悩みを取り除くために講習を行うとともに、臨床心理士・助産師・保健師がさまざまな相談に応じている。

ママとベビーのはじめて教室実施状況（令和5年度）

区 分	回 数	参加人数
総 数	36回	207人
健 康 推 進 課	12	64
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	12	78
月 島 保 健 セ ン タ ー	12	65

乳幼児健康相談

乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医・保健師・管理栄養士・心理職などが応じている。

アレルギー専門相談

日本橋・月島・晴海保健センターで、アレルギー性疾患に悩む就学前の乳幼児および保護者に対し、専門医による療養相談および保健師による保健指導を行っている。

また、日本橋保健センターでアレルギー性疾患の現状と最新の治療状況などの講演会を行っている。

アレルギー専門相談実施状況（令和5年度）

区 分	回 数	相談人数
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	2 回	5 人
月 島 保 健 セ ン タ ー	4	11

生活衛生**環境衛生****環境衛生営業施設の監視指導**

住民の生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業施設は衛生水準の確保が特に重要なため、日常的に監視指導を実施している。

特定建築物の監視指導

建築物の延べ面積が3,000㎡以上10,000㎡以下で多数の者が利用する特定建築物について、施設検査（立ち入り検査および書類審査）などを実施し、衛生上の正しい知識の啓発、相談および必要な助言・指導を行うことにより、衛生的な環境の確保を図っている。

なお、10,000㎡を超えるものについては、都が監視指導を実施している。

特定建築物の衛生管理講習会

特定建築物（延べ面積10,000㎡以下のもの）の所有者・管理者などに対して、建築物の衛生管理についての講習会

子どもの事故防止対策

各種健康診査時などにおいて、発達段階に応じた事故防止の啓発活動を行って事故を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進している。

産後ケア（宿泊型）事業

産後ケアを必要とする全ての母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施している。

出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実するとともに経済的支援を一体的に実施している。

バースデーサポート

2歳を迎える子どもがいる世帯にギフトカードを支給するとともに、必要な子育て支援の情報提供や状況把握などを実施している。

特定不妊治療費（先進医療）助成

保険適用された特定不妊治療（体外受精および顕微授精）と併せて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。

医療給付

母子の健康増進のため、未熟児養育医療費および妊娠高血圧症候群等医療費の医療給付を行っている。

などを適宜開催し、ビル環境の現状・課題および解決方法などの提示、法改正ならびに最新の技術情報の提供を行っている。

飲料水の水質検査

ビル、マンションなどの飲料水の安全性を確保し、水質の異常や汚染事故を未然に防ぐために11項目の水質検査を行っている。

平成8年度から、小規模ビルを対象に、毎年期間を設け、採水の出張サービスや割引料金による水質検査勧奨事業を実施している。

住宅宿泊事業の届け出受理

「住宅宿泊事業法」に基づき、区内で住宅宿泊事業を実施しようとする事業者からの届け出の受理を行っている。

環境衛生営業施設などの業態別監視指導状況
(令和5年度)

業 態 別		施設数	監視指導件数
理 容 所		166件	10件
美 容 所		1,066	160
クリーニング所		313	31
コインオペレーション クリーニング営業施設		36	6
興 行 場		38	3
旅 館	旅館・ホテル	199	98
	簡易宿所	17	11
公衆浴場	普通（銭湯など）	8	10
	その他 （サウナなど）	64	30
プール	許可（営業）	13	13
	届け出（学校）	24	27
水道施設	専用水道	1	0
	簡易専用水道	1,593	17
	小規模給水施設	5,051	4
温泉利用施設		3	1
墓地・納骨堂		9	0
特定建築物	3,000～10,000㎡	722	24
	10,000㎡を超えるもの	269	0

特定建築物の監視指導状況（延べ床面積10,000㎡以下）
(令和5年度)

施設数	監視指導件数	内 訳	
		立ち入り検査数	書類審査数
722件	24件	24	0

飲料水の水質検査（簡易検査）の実施状況
(令和5年度)

受付数	水質基準に適合	水質基準に不適合
128件	119	9

住宅宿泊事業の届け出受理数（令和5年度）

区分	新規 届け出数	廃止 届け出数	届け出 住宅数
住宅宿泊事業 届け出受理件数	9 件	1	86

食品衛生

食品関連施設の監視指導

飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を提供するため、毎年度、「食品衛生法」に基づき区民の意見を反映した「食品衛生監視指導計画」を策定し、これを公表している。この計画に基づき食品関連

施設に立ち入り、食品の衛生的な取り扱い、設備の清潔保持などについて監視指導を行い、食品の安全を確保している。

特に、夏期には過去に食中毒の発生が多かった業態を中心に、歳末には正月用品の製造業・販売業を対象に監視指導を強化している。

また、食品関連事業者や従事者などに対して食品衛生講習会を行い、知識の向上を図るとともに HACCP（※）による衛生管理を導入する区内食品関連事業者に対し導入支援を実施している。

さらに、食品関連事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、飲食店営業者などに「食品衛生推進員」を委嘱し、衛生の向上を図り区民などの食生活の一層の安全確保に努めている（推進員一覧は411頁参照）。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理とは、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因（ハザード）を科学的根拠に基づき管理する方法である。

業態別食品関連施設数および監視指導状況
(令和5年度)

業態別	施設数	監視指導件数
総 数	18,872件	4,198件
飲 食 店 営 業 （ 喫 茶 店 営 業 含 む ）	11,202	2,794
菓 子 製 造 業	816	172
食 肉 販 売 業	314	44
魚 介 類 販 売 業	288	230
そ の 他 の 販 売 ・ 製 造 業	890	166
集 団 給 食 施 設	331	214
ふ ぐ 取 扱 所 な ど	358	136
営 業 届 け 出	4,654	431
食 鳥 処 理 業	19	11

食品衛生啓発事業実施状況（令和5年度）

食品衛生講習会		出前講座		リスクコミュニケーション※	
77回	2,466人	1回	93人	1 回	104人

※区民、食品関連事業者および行政の担当者による意見交換

食品などの検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、「食品衛生法」や「食品表示法」に基づき、区内の食品の調理業・製造業および販売業で取り扱っている食品などを収去し、細菌検査および食品添加物などの化学検査を実施している。

食品などの検査状況（令和5年度）

検査項目	検体数	備 考	
		違反数※	中央区指導基準不適合数
総 数	411件	1件	22件
細菌検査	348	0	22
化学検査	63	1	—

※「食品衛生法」または「食品表示法」に違反した数

食中毒発生状況（令和5年度）

発生月	原因食品	原因物質	患者数
4 月	鳥レバ刺し	カンピロバクター	18人
7 月	焼鳥	カンピロバクター	3
8 月	チャーシュー弁当	黄色ブドウ球菌	6
8 月	お冷（水）	次亜塩素酸ナトリウム	1
11月	コース料理	ノロウイルス	17
11月	焼鳥	カンピロバクター	4
12月	コース料理	ノロウイルス	50
1 月	殻付生カキ	ノロウイルス	2
2 月	給食	ノロウイルス	23
2 月	すしコース料理	アニサキス	1
3 月	コース料理	ノロウイルス	10
3 月	金目鯛のカルパッチョ	アニサキス	1
3 月	うなぎ料理	サルモネラ	3

ねずみ・衛生害虫の防除

衛生的で住みよい住環境をつくるため、感染症を媒介するねずみ・蚊・ハエなどの防除を実施している。

また、年間を通して、ねずみなどによる被害の防止、駆除方法に関する相談を受け付けている。

ねずみ駆除

通年で、公共の道路の植え込みなどの巣穴に殺そ剤を投入するとともに、毒餌ボックスを設置して、駆除作業を実施している。また、11～3月に公共の汚水ますなどに捕そ器を設置して駆除作業を実施している。

ねずみ駆除作業実施状況（令和5年度）

実施期間	捕そ器設置数	死そ数
11～3月	4,730台	18匹

地域ねずみ防除促進事業

地域に生息するねずみ防除の促進を図るため、町会・自治会・商店街および地域団体に対し、ねずみ防除に係る経費の一部を補助するとともに、ねずみが生息しにくい環境整備の取組みを支援している。

衛生害虫駆除

4～10月に公共の道路などの雨水ますに薬剤を投入して定期的に蚊の駆除作業を実施している。

ハチに係る相談など

ハチに係る相談を行っている。ハチの巣の場所が、目視で確認でき、除去が困難な場所でない場合は、巣の除去を実施している。

防除講習会・個別相談会

ねずみや蚊の発生源の除去や被害防止の工夫、効果的な粘着シート、殺そ剤、殺虫剤の使い方などを出張方式により講習している。また、ねずみが生息しにくい環境づくりを支援するため、ねずみ個別相談会も開催している。

動物愛護

狂犬病予防

「狂犬病予防法」に基づき、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を徹底するよう周知を図っている。犬の鑑札と注射済票の交付を行うとともに、毎年4月に獣医師会の協力を得て集合注射を実施している。

飼い犬の登録頭数など（令和5年度）

登録頭数	注射済票交付		こう傷事故数 件
	新 規	再交付	
7,405	4,812件	27件	3

動物との共生推進員制度

「人と動物との調和のとれた共生社会」を推進していくため、飼い主のいない猫対策をはじめ、犬および猫の適正飼育の普及啓発や災害時の対応などの動物愛護対策に地域ぐるみで取り組むため、「動物との共生推進員」（46人）を委嘱している。

適正飼育などの普及啓発

犬のしつけ方教室や動物愛護講演会の開催、ペット同行避難訓練の実施、リーフレットの配布などを通じて犬および猫の適正飼育、災害時の備えについて普及啓発を行っている。

令和5年度 犬のしつけ方教室

開催回数5回 参加者数 延べ46人

地域における動物の相談支援体制の整備

一人暮らし高齢者のペット問題や飼い主のいない猫の問題など動物に関する問題について、地域のボランティア団体「動物と暮らしやすいまちづくり会」を中心に、身近な地域で相談や支援が受けられる体制を整備している。

猫の去勢・不妊手術費の助成

飼い主のいない猫にかかわる問題を解決する一つの手だてとして、動物との共生推進員が認定した飼い主のいない猫にかかる去勢・不妊手術費用の一部を助成している。

令和5年度助成匹数

飼い主のいない猫 オス0匹 メス1匹

負傷猫の治療費などの助成

飼い主のいない猫を動物との共生推進員が保護した際に、けが（重傷を除く）をしていた場合、治療費などの全部または一部を助成している。

令和5年度助成匹数 0匹

猫の健康診断および予防接種の費用助成

飼い主のいない猫を保護した後新たな飼い主に譲渡されない場合に、健康診断および予防接種に係る費用の全部または一部を助成している。

令和5年度助成匹数 7匹

猫の動物病院における隔離費の助成

飼い主のいない猫を保護シェルターなどに収容する前に行う動物病院での隔離費用の全部または一部を助成している。

令和5年度助成匹数 13匹

猫の保護シェルターへの支援

区内の飼い主のいない猫を保護するために「動物との共生推進員」が運営するなどの条件を満たす猫の保護シェルターの新規開設費および運営費の一部を補助している。

令和5年度運営費補助 2カ所（延べ24月）

晴海臨海公園内の猫の保護施設の活用

保護シェルターで猫を保護できない場合に、保護シェルターで受け入れるまでの間の一時保護場所として活用している。

医事・薬事

医 事

「医療法」などに基づく医療関係施設の開設・廃止・各種届け出の受理および許可事務の他、同施設の管理状況などについての監視指導を行っている。また、医療相談窓口を開設し、相談員が対応している。

医療関係施設数 （令和6年3月31日現在）

合 計	1,774件
病 院	4
診 療 所	806
歯 科 診 療 所	470
助 産 所	15
施 術 所	439
歯 科 技 工 所	30
衛 生 検 査 所	10

医療相談窓口の相談件数 （令和5年度）

	合 計	相 談	苦 情
合 計	234件	117	117
診 療 所	105	26	79
歯 科 診 療 所	48	17	31
病 院	10	8	2
そ の 他 の 施 設	71	66	5

薬 事

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」などに基づき、薬局・店舗販売業・麻薬小売業・医療機器の販売業・貸与業の許可・届け出などの受理および監視指導を行っている。また、医薬品などの収去検査も行っている。

施設数および監視指導状況

（令和6年3月31日現在）

業 種	施設数	監視件数
薬 局	147件	77件
店 舗 販 売 業	97	38
麻 薬 小 売 業	123	89
薬 局 製 造 製 造 業	14	9
販売医薬品 製造販売業	14	9
高 度 管 理 販 売 業	542	125
医療機器等 貸 与 業	431	102
管 理 販 売 業	1,851	58
医 療 機 器 貸 与 業	1,046	58

毒物・劇物

「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物販売業の登録および監視指導、ならびに業務上取扱者の監視指導を行っている。

施設数および監視指導状況

（令和6年3月31日現在）

業 種	施設数	監視件数
一 般 販 売 業	780件	207件
農 業 用 品 目 販 売 業	3	1
特 定 品 目 販 売 業	1	0
業 務 上 取 扱 者	37	6

有害物質を含有する家庭用品の規制

繊維製品、エアゾール製品や洗剤などに含まれるホルムアルデヒドなどの化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく規制対象品を区内の販売店から購入し、有害物質の検査などを行っている。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策

「健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、飲食店などの多数の人が利用する施設の管理者が受動喫煙防止対策を適切に講じることができるよう、指導・監督を行っている。

専門アドバイザーの派遣

受動喫煙に関する専門的な知識経験のある労働衛生コンサルタントを専門アドバイザーと位置づけ、必要に応じて現地に派遣し助言・指導を行うことにより施設の管理者に対する支援を強化している。

屋外喫煙対策の推進

「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区歩きタバコ及びポイ捨てをなくす条例」に基づき、

喫煙者や施設の管理者に対し、歩きタバコや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙の防止への配慮などの中央区タバコルール の遵守を徹底することを目的に、区内全域を対象に巡回パトロールを実施するとともに、これを周知するため、立看板の設置・路面シートの貼付などを行っている。

また、定期的に関係機関などと連携した合同パトロールを実施し、受動喫煙による健康リスクについての理解促進や中央区タバコルール の普及啓発を図っている。

指定喫煙場所の整備

区による新設や事業者による設置・維持管理に係る経費の助成を行うことにより、指定喫煙場所の整備を進め、分煙環境の確保を図っている。

指定喫煙場所 59カ所（令和6年3月31日現在）

区営 20カ所（うちコンテナ型6カ所）

民間 39カ所

公衆喫煙場所設置等助成金

区 分	助成対象経費	限度額
設 置 経 費	工事費、備品購入費等	1,000万円
維持管理経費	清掃、ごみ処理委託費等	年180万円

予防衛生

感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図っている。

感染症発生届け出状況（令和5年度）	
分 類	件 数
総 数	418件
一類感染症（エボラ出血熱など）	0
二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）など）	0
三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症など）	8
四類感染症（デング熱、レジオネラ症など）	10
五類感染症（アメーバ赤痢、梅毒など）	262
新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症など）	138

- ◎「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく分類
- ◎中央区保健所が医療機関から届け出を受理した件数
- ◎二類感染症件数は結核を除く。
- ◎新型コロナウイルス感染症は令和3年2月13日から新型インフルエンザ等感染症に指定されたが、令和4年9月26日から届け出の対象が重症化リスクの高い方などの4類型に限定された他、令和5年5月8日には5類感染症に移行され、全数報告から定点報告対象の感染症となった。

予防接種

「予防接種法」などに基づく小児への定期予防接種として、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症の接種を実施している。また、平成28年度から里帰り先などで接種した小児の定期予防接種費用の全額または一部を助成している。

65歳以上の高齢者などに対しては、季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種を実施している。

高齢者肺炎球菌定期予防接種については、令和3年度に自己負担額を軽減し、接種率の向上を図った。

また、平成24年度から満1歳から小学校就学前年度までの幼児を対象におたふくかぜワクチンの任意予防接種費用の一部を助成している。平成27年度から助成回数を1回から2回に拡充して実施している。

先天性風しん症候群対策として、平成26年度から抗体検査の費用助成を19歳以上の妊娠を予定または希望している女性とその同居者を対象に実施するとともに、抗体価が十分でなかった方へのワクチンの任意予防接種費用の助成を実施している。

令和5年4月1日から、50歳以上の区民を対象に带状疱疹ワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施している。

令和6年4月1日から、66歳以上で高齢者肺炎球菌定期予防接種の機会を逃した区民を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種費用の一部助成を実施している。

予防接種スケジュールの情報提供

乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォンや携帯電話などを利用して予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨、区からの母子保健や感染症流行などの情報をメールで配信するサービスを実施している。

新型インフルエンザ等への対策

「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」や令和6年3月に新たに策定した「中央区感染症予防計画」に基づき、平常時には体制の整備、関係機関との調整などの対策を推進するとともに、感染症発生動向調査などにより発生動向の監視を行う。

発生時には、新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、同計画において定める対策を関係機関と連携して的確かつ迅速に実施するとともに、区内の関係機関と連携した対策を総合的に推進する。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

令和2年2月に新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口「中央区保健所コールセンター」、5月に「PCR 検査センター」を開設した他、令和4年1月には中央区医師会および日本橋医師会の協力のもと、自宅療養者の医療ニーズに適切に対応を行うため、「中央区自宅療養者サポートセンター」を設置した。また、オミクロン株による感染が急拡大したことから、同年3月に一部の感染者に対しショートメッセージ（SMS）を利用した疫学調査を導入するなど、感染状況に対応した体制の確保を図ってきた。

その後、検査実施医療機関の増加や、抗原検査キットの普及などにより、検査数が減少したことから、令和5年3月11日をもって「PCR 検査センター」を閉鎖した他、令和5年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」上の位置付けが変更され、行政の関与を前提とした特別な仕組みから、患者個人の自主的な取組をベースとした仕組みに移行されることとなった。

これに伴い、本区においても、「中央区自宅療養者サポートセンター」を令和5年5月31日をもって閉鎖した他、「中央区保健所コールセンター」についても、令和5年9月29日をもって閉鎖した。

新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種として令和3年5月1日から高齢者施設より順次ワクチン接種を開始した。当初はワクチン供給量に限りがあったため、集団接種に限定していたが、ワクチンの供給に目途が立った同年5月下旬からは個別接種も実施し、迅速に接種が行える体制を構築した。

令和4年には、複数回にわたる追加接種の実施や、新たに小児（5歳～11歳）向け接種や乳幼児（6カ月～4歳）向け接種を開始した。また、令和4年秋開始接種から、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始した。その他にも、東京都と連携し、同年8月に数寄屋橋公園に臨時の接種会場を設けて接種を行った。

令和5年には5月8日から令和5年春開始接種を、9月20日から秋開始接種を実施した。その後、接種希望者が減少したことから、12月23日をもって集団接種の運営を終了し、医療機関による個別接種のみの接種体制とした。令和6年3月31日をもって全額公費による特例臨時接種を終了した。

令和6年以降は、秋冬に65歳以上の方および60～64歳で重症化リスクの高い方を対象とした定期予防接種の開始が予定されている。

また、感染症法の改正に伴い、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和6年3月に新たな計画として「中央区感染症予防計画」を策定した。新興・再

興感染症の他、今後新たな感染症が発生した場合において 携しながら、区民一人一人への感染症対策を適切に講じて
も、同計画に基づき、東京都をはじめとする関係機関と連 いく。

定期予防接種の種類と接種対象者、回数

根拠	種 類	接 種 対 象 者		接種回数
予 防 接 種 法	※1 DPT-IPV - Hib（五 種混合） ジフテリア・百日せき・ 破傷風・急性灰白髄炎 （ポリオ）・Hib 感染症	1期 生後2カ月 以上 90カ月（7 歳6カ月）未満の 方	初回接種 20日以上の間隔において接種 （標準は生後2カ月以上7カ月未満） 追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔において接種 （標準は初回接種終了後6カ月以上18カ月未満の間隔を おいて接種）	3回 1
	DPT-IPV（四種混 合） ジフテリア・百日せき・ 破傷風・急性灰白髄炎 （ポリオ）	1期 生後2カ月 以上 90カ月（7 歳6カ月）未満の 方	初回接種 20日以上の間隔において接種 （標準は生後2カ月以上12カ月未満） 追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔において接種 （標準は初回接種終了後12カ月以上18カ月未満の間隔を おいて接種）	3 1
	DT（二種混合） ジフテリア・破傷風	2期 11歳以上13歳未満の方（標準は11歳）		1
	※2 MR 麻しん・風しん	1期 生後12カ月以上24カ月未満の方 2期 5歳以上7歳未満であって、小学校就学前年度の方 5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれて抗体のない男性 ※3		1 1 1
	※4 日本脳炎	1期 生後6カ月 以上 90カ月（7歳 6カ月）未満の方	初回接種 6日以上の間隔において接種（標準は3歳） 追加接種 初回接種終了後6カ月以上の間隔において接種 （標準は4歳）	2 1
		2期 9歳以上13歳未満の方（標準は9歳）		1
	結核（BCG）	1歳未満の方（標準は生後5カ月以上8カ月未満）		1
	Hib 感染症	生後2カ月以上5歳 未満の方（接種開 始月齢により接種 回数が異なる）	初回接種 27日以上の間隔において接種 （標準は接種開始月齢が生後2カ月以上7カ月未満） 追加接種 7カ月以上の間隔において接種 （標準は初回接種終了後7カ月以上13カ月未満の間隔において接種）	3 （標準） 1 （標準）
	小児の肺炎球菌感染 症	生後2カ月以上5歳 未満の方（接種開 始月齢により接種 回数が異なる）	初回接種 27日以上の間隔において接種 （標準は接種開始月齢が生後2カ月以上7カ月未満） 追加接種 初回接種終了後60日以上の間隔において生後12カ月以降に接種 （標準は生後12カ月以上15カ月未満）	3 （標準） 1 （標準）
	※5 ヒトパピローマウイルス 感染症（子宮頸がん）	小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女子 （標準は中学校1年生の間に接種） ◎接種するワクチンにより2回目接種の時期が異なる。		2回または 3回
	水痘	生後12カ月以上3歳未満の方（標準は接種開始月齢が生後12カ月以上15カ月未満）		2
	B型肝炎	1歳未満の方（標準は生後2カ月以上9カ月未満）		3
	ロタウイルス感染症	(1)経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン（ロタリックス） 生後6週0日後から24週0日後までの方 (2)5価経口弱毒性ロタウイルスワクチン（ロタテック） 生後6週0日後から32週0日後までの方		2 3
	高齢者のインフルエンザ	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		年1回
	※6 高齢者の肺炎球菌感 染症	(1)65歳の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		1
	高齢者の新型コロナワ クチン	(1)65歳以上の方 (2)60歳以上65歳未満の心臓、腎臓もしくは呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当をお持ちの方		年1回

※1 五種混合は令和6年4月1日から定期予防接種に追加された。
 ※2 原則はMR（麻しん・風しん混合）ワクチンを接種。麻しんまたは風しんに罹患した方で保護者が希望する場合は、罹患していない方の単味のワクチンを接種することもできる。風しんの第5期に関してはMRのみ。
 ※3 風しん第5期定期接種期間については、平成31年4月から令和7年3月31日まで。
 ※4 日本脳炎については、厚生労働省の通知を受け、平成17年5月30日から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度に3歳、平成23年度に4歳、平成28年度に9歳の積極的勧奨を再開した。なお、平成21年度まで実施された積極的勧奨の差し控えにより接種不足分がある方は、特例対象として接種期間が緩和されている。平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は1期・2期の接種不足分を20歳未満まで、平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方は1期の接種不足分を9歳から13歳未満まで、接種状況に応じて規定の回数を接種することができる。
 ※5 平成25年6月14日に厚生労働省から発出された通知を受け、接種の勧奨を差し控えていた。その後、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることなどが認められたため、令和3年11月26日に発出された厚生労働省の通知を受け、令和4年4月から積極的勧奨を再開した。
 ※6 接種対象者の特例（経過措置）は令和6年3月31日をもって終了となり、令和6年度は上表のとおり対象を変更して実施している。
 なお、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種している方は、定期予防接種の対象外となる。

任意予防接種の種類と接種対象者・実施状況 (令和5年度)

予防接種名など	接種対象者	実施状況
おたふくかぜ（2回） 一部助成	1回目 満1歳～小学校就学前年度の方 2回目 小学校就学前年度の方 ◎1回目と2回目の間は27日以上間隔をおく。	延べ 3,250人
風しん抗体検査 全額助成	風しん未罹患、未接種、未検査（罹患・接種・検査歴不明）で次のどちらかに該当する19歳以上の区内在住者 （1）妊娠を予定または希望している女性とその同居者 （2）妊婦の同居者	延べ 579
風しん予防接種 全額助成	（1）上記の抗体検査で抗体価が十分でないとされた方 （2）妊婦健診などで風しん抗体価が十分でなかった方 （ただし、接種時に妊娠していない方）	463
高齢者の帯状疱疹 一部助成	（1）50歳以上の方で中央区に住民登録がある方 （2）これまでに本事業による助成を受けたことがない方	4,945
高齢者の肺炎球菌感染症 一部助成 ※令和6年度から実施	（1）66歳以上の方で中央区に住民登録がある方 （2）23価高齢者肺炎球菌ワクチンの接種をしたことのない方	—

予防接種実施状況 (令和5年度)

種 別		区 分	計	区 内	他 区
ジフテリ 百 日 せ 破 傷 風 ポ リ オ	アキ 風 オ	第1期	延べ 7,174	6,861	313
ジフテリ 百 日 せ 破 傷 風	アキ 風	第1期	延べ 2	2	0
ジフテリ 破 傷 風	ア	第2期	995	982	13
不 活 化	ポ リ オ	延べ 2	2	0	
M R	第1期	1,651	1,619	32	
(麻しん・風しん)	第2期	1,637	1,610	27	
麻 し ん	第1期	0	0	0	
	第2期	0	0	0	
風 し ん	第1期	0	0	0	
	第2期	0	0	0	
日 本 脳 炎	第1期	延べ 4,902	4,784	118	
	第2期	1,577	1,537	40	
B C G		1,647	1,590	57	
H i b 感 染 症		延べ 6,662	6,363	299	
小児の肺炎球菌感染症		延べ 6,668	6,371	297	
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん)		延べ 2,302	2,249	53	
水 痘		延べ 3,301	3,233	68	
B 型 肝 炎		延べ 4,926	4,688	238	
ロタウイルス感染症		延べ 3,757	3,566	191	
インフルエンザ		14,546	13,594	952	
高齢者の肺炎球菌感染症		1,094	1,054	40	
M R (任意)	第1期	11	11	0	
麻しん (任意)		0	0	0	
M R (任意)	第2期	16	16	0	
麻しん (任意)		0	0	0	
M R (任意)	第3期	1	1	0	
麻しん (任意)		0	0	0	
M R (任意)	第4期	1	1	0	
麻しん (任意)		0	0	0	

◎「区内」は、区内医療機関で区民が接種した件数
「他区」は、他区医療機関で区民が接種した件数

エイズ・性感染症

匿名・無料による HIV 抗体検査と梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌の検査および相談や感染予防のための普及啓発を行っている。

エイズ相談および血液検査実施状況 (令和5年度)

区 分	計	健 康 推 進 課	日本橋保健 セ ン タ ー	月 島 保 健 セ ン タ ー
相談件数	25 件	25	0	0
採血件数	328	328	—	—

結核予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者の早期発見と感染拡大防止、発病防止のため、結核患者家族および患者と接触のある方に対する健康診断、結核登録患者の管理検診を行っている。結核患者に対しては、登録管理、適切な治療のための指導および申請に基づく医療費公費負担を行っている。

また、「予防接種法」に基づき、BCGの接種を行っている。

結核登録患者数 (令和5年12月31日現在)

計	肺結核活動性				活 肺 動 外 結 結 性 核	不 活 動 性	不 明	(別 潜 在 性 結 核 掲 示)
	抹 陽 性 塗 写	喀 痰 性 陽 性	菌 陰 性	そ の 他 の 陰 性				
18人 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (0)	0 (0)	7 (5)

◎() 内は令和5年1月1日～12月31日の結核新登録患者の内数

結核健康診断実施状況（令和5年度）

区 分		ツベルクリ 反応検査	IGRA 検査	エックス 線 検 査	被発見者数
				直接	
計		0人	76人	41人	3人
「感染症法」 (※)による 健康診断	患者家族健診	0	0	0	0
	接 触 者 健 診	0	76	36	3
	管 理 検 診	0	0	5	0

(※)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

中央区感染症の診査に関する協議会

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき設置している。本協議会では、感染症患者に対する就業制限、入院勧告および入院期間の延長、結核患者の医療費公費負担の申請に関して医療内容の適否を審議する。

なお、委員は4人以上をもって構成し、その任期は2年である（委員一覧は422頁参照）。

生活習慣病予防

がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧などいわゆる生活習慣病による死亡は、近年死因順位の高位を占め、しかも家庭や、社会の中核を成す年齢層に多発している。

区では、従来から生活習慣病予防対策を積極的に推進しているが、特に「健康増進法」による健康手帳の交付、健康教育、健康相談、「高齢者の医療の確保に関する法律」による健康診査などを実施し、壮年期からの健康保持のための一貫した対策をとっている。

健康手帳の交付

健康診査の記録、その他壮年期からの健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を図るため、健康手帳の利用を促し、希望者に交付している。

令和5年度交付数 40人

健康教育

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自ら守り、つくる」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に役立てることを目的に、各種講習会などを開催している。

健康づくりの推進

若年者から高齢者までの幅広い年齢層の区民の日常生活における運動量を増やすことを目的として中央区ウォーキングマップを作成し、生活習慣を改善するきっかけづくりとして活用している。

また、令和6年9月から中央区ウォーキングマップを反映した健康管理機能を搭載する中央区健康アプリ（仮称）を導入するとともに、同年10月からアプリ上で歩数などに応じた健康ポイントを付与し、一定のポイント数に達した区民に景品を贈呈する健康ポイント事業を実施することに

より、日常的な健康づくりの意識定着を図っていく。

健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に役立てるため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士がさまざまな機会を捉えて健康相談を実施している。

また、歯周疾患の予防など成人歯科保健に関する健康教育・相談を実施している。

健康教育および健康相談事業実施状況（令和5年度）

事業別	区 分	総数	健 康 推 進 課	日本橋保健 センター	月 島 保 健 センター
生活習慣病予防講演会		3回	1	1	1
歯の健康教育		3	0	2	1
歯の健康相談		7	5	1	1

健康診査

生活習慣病の予防や早期発見、健康管理に関する知識の普及による健康意識の向上を目的として実施している。

1 健康診査

40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。

また、65歳以上の方を対象にフレイル予防健診を実施し、介護予防事業につなげている。

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方を対象に栄養や運動などに関する特定保健指導を実施している。

健康診査実施状況（令和5年度）

実施人数	結 果		
	異常なし	要指導	要医療
11,225人	1,008	3,727	6,490

特定保健指導実施状況（令和5年度）

動機づけ支援 34人

積極的支援 9人

2 がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、各種がん検診を実施している。

(1) 胃がん検診

35歳以上の区民を対象に胃がん検診を実施している。

なお、50歳以上偶数歳の方についてはエックス線検査または内視鏡検査のいずれかを選択できる。

胃がん検診実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
10,598人	8,819	1,779

(2) 子宮がん検診

20歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、子宮がん検診を実施している。また、子宮頸がん検診受診者のうち、医師が必要と認めた方に対し、子宮体がん検診を実施している。

子宮頸がんおよび子宮体がん検診実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
8,704人 (665)	8,419 (630)	285 (35)

◎（ ）内は子宮頸がん検診受診者のうち、子宮体がん検診受診者数である。

(3) 肺疾患（肺がん等）検診

40歳以上の区民を対象に胸部エックス線撮影を行い、ハイリスクの方に対し、喀たん細胞診検査を実施している。

肺がん検診実施状況（令和5年度）

区 分	実施人数	異常なし	要精密検査など
胸部 X 線撮影	16,473人	12,412	4,061
喀たん細胞診	66	58	8

(4) 大腸がん検診

40歳以上の区民を対象に大腸がん検診を実施している。

大腸がん検診実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
15,528人	14,525	1,003

(5) 乳がん検診

36歳以上で、偶数歳および前年度受診していない奇数歳の女性区民を対象に、マンモグラフィ検査による乳がん検診を実施している。

乳がん検診実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
6,372人	5,838	534

(6) 前立腺がん検診

55歳以上の男性区民を対象に、前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
5,025人	3,818	1,207

3 肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルスを早期発見し、肝炎などによる健康障害を防止することを目的として、40歳以上で区の健（検）診で肝炎ウイルス検査未受診の区民に肝炎ウイルス検査を実施している。

なお、区の検診の対象でない16歳以上40歳未満の区民については、保健所において検査を実施している。

肝炎ウイルス検査実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
2,295人	2,277	18

39歳以下の区民を対象にした肝炎ウイルス検査実施状況（令和5年度）

実施人数	異常なし	要精密検査など
19人	18	1

4 30・35健康チェック、ママの健康チェック

30歳と35歳の区民を対象に、健康教育と健康診断を実施し、生活習慣改善の支援を行っている。

また、産後の母親を対象に、健康教育と健康診断を実施し、家族の健康づくりや健康維持の支援を行っている。

令和5年度受診者数

30・35健康チェック 160人（内有所見者 40人）

ママの健康チェック 154人（内有所見者 37人）

訪問指導

40歳以上65歳未満の区民で、療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、保健師などが訪問して健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導または支援を行っている。

訪問指導実施状況（令和5年度）

区 分	訪 問 件 数（延べ数）			
	計	保健師	栄養士	歯 科 衛生士
総 数	98	98	0	0
健 康 推 進 課	12	12	0	0
日 本 橋 保 健 セ ン タ ー	59	59	0	0
月 島 保 健 セ ン タ ー	27	27	0	0

たばこと健康対策

喫煙による健康への悪影響を減らすための取り組みを行っている。

1 喫煙および受動喫煙による健康被害の啓発

健康増進フェアや健康福祉まつりなどのイベントを活用して、喫煙に関する正しい知識の普及を図っている他、未

成年者への喫煙防止教育としてポスターを作成し配布している。

また、プレママ教室（母親学級）やパパママ教室（両親学級）において、喫煙の母体への影響や胎児の発育へのリスクを周知するとともに、妊婦や同居家族に対して禁煙の勧奨を行っている。

2 禁煙したい人への支援

禁煙支援のためのリーフレットを作成し配布している。

公害保健

公害健康被害補償制度

公害による健康被害者を救済するため、昭和48年に「公害健康被害補償法」が制定され、本区も昭和50年12月19日に第1種地域（大気汚染地域）として指定された。

大気汚染の影響によるぜんそくなど呼吸器系疾患については、個々の因果関係を明らかにして民事上の解決を図ることが不可能であるため、本制度は汚染原因者の共同責任により被害者を救済しようとするもので、医療補償、生活補償および公害保健福祉に必要な事業を行うことによって健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としていたが、その後の大気汚染の態様の変化により、昭和62年「公害健康被害補償法」が、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められるとともに昭和63年3月1日をもって第1種地域の指定解除がなされ、本区も地域指定を解除された。

既被認定者に対する補償は継続され、総合的な環境保健に関する施策の推進など、大気汚染による健康被害の予防に重点を置いた対策の実施が図られることになった。

補償給付などの種類

1 療養の給付および医療費

医療機関に公害医療手帳を提示すると、自己負担なしで指定疾病の診療が受けられる。

また、公害医療手帳を提示できなかった場合などに、本人が支払った費用の範囲内で療養費が支給される。

2 障害補償費

被認定者が指定疾病にかかったために、労働や日常生活に支障を来したことにより生じた損害の補償として、障害の程度により15歳以上の方に支給される。

3 遺族補償費

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、遺族の生活の安定を確保するために、当該被認定者によって生計を維持されていた遺族に支給される。

4 遺族補償一時金

遺族補償費を受けられる遺族がいない場合、規定された

また、禁煙を希望する方に対し、禁煙外来治療に係る費用の一部を助成することにより、禁煙を支援し、喫煙者の減少および受動喫煙による健康被害の軽減を図っている。

がん患者のウィッグや胸部補整具等購入費用助成

外見の変化を伴うがん治療中の方の就労などの社会参加を応援するため、ウィッグ（かつら）や胸部補整具の購入費用の一部を助成する事業を実施している。

範囲の遺族に対し一時金が支給される。

5 療養手当

指定疾病の治療のため一定期間以上通院・入院した場合に、それらに要する諸雑費に充てるため日数に応じて療養手当が支給される。

6 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、その葬祭を行う方に支給される。

公害健康被害補償認定状況（令和6年3月31日現在）

区 分	計	指定疾病			
		慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気腫
計	157人	2	155	0	0
特級	0	0	0	0	0
1級	1	0	1	0	0
2級	26	0	26	0	0
3級	66	1	65	0	0
等級外	64	1	63	0	0

◎被認定者1人につき複数の疾病を認定している者もいるが、指定疾病の疾病欄の人数は1人1疾病としている。

公害保健福祉事業

被認定者の福祉の向上を図ることを目的として、健康の回復、保持および増進のための各種保健福祉事業を行っている。

1 リハビリテーション

被認定者を対象にして、実技指導（理学療法・音楽療法）などのリハビリテーションを行っている。

令和5年度 実施回数 2回、参加人数 11人

2 家庭療養指導

被認定者のうち区内在宅療養者を対象として、病状回復の促進を図るため保健師による日常生活の指導、保健指導などを行っている。

令和5年度 指導件数 117件

3 空気清浄機および加湿器貸与

被認定者のうち在宅患者であって、障害等級が特級、1級の方を対象に空気清浄機および加湿器の貸与を行っている。

令和5年度 貸与件数 0件

4 インフルエンザ予防接種費用助成

被認定者を対象に、疾病予防および健康増進に寄与することを目的として、インフルエンザ予防接種にかかる自己負担金を助成している。

令和5年度 支給件数 46件

公害健康被害予防事業

地域住民を対象として、気管支ぜんそくなどに関する相談・指導を行うことにより、その疾患の予防ならびにその疾患に関する患者の健康の回復、保持および増進を図っている。

1 吸入薬指導相談会

呼吸器疾患で使用する吸入薬の正しい吸入方法について学ぶために、薬剤師による吸入薬指導相談会を実施している。

令和5年度 吸入薬指導相談会 実施回数 2回
参加人数 3人

2 健康相談

吸入薬指導相談会参加者および大気汚染に係る健康障害者に対して必要に応じて、保健師による保健指導などを行っている。

令和5年度 相談件数 214件

3 運動指導

5歳児～小学生で、軽症ぜんそく児の希望者を対象に区施設を利用して、水泳教室を行っている。

令和5年度 実施回数 9回、参加人数 延べ128人

4 ぜん息児サマーキャンプ

平成27年度から小学生・中学生で軽症ぜんそく児の希望者に対し、健康回復および体力の向上を図り、また自己管理方法の習得を目的として、デイキャンプを行っている。

令和5年度 参加人数 12人

なお、令和6年度からデイキャンプに代えて、有酸素運動を指導する教室を実施する。

中央区公害健康被害認定審査会

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染に関する被害者の認定および補償給付に必要な審査を行い答申することとしている。

なお、委員は15人以内をもって構成し、その任期は2年である（委員一覧は419頁参照）。

中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会

公害健康被害補償の診療報酬等の請求に関する診療内容および診療報酬の額などを審査して答申することとしている。

なお、委員は6人以内をもって構成し、その任期は2年

である（委員一覧は419頁参照）。

大気汚染健康障害者に対する医療費助成

昭和47年から「大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例」（都条例）が施行され、気管支ぜんそくなどの疾病に罹患し、かつ一定の要件を備えた方に対して医療費の助成を行っている。

令和5年度末 区内被認定者数 451人

中央区大気汚染障害者認定審査会

「中央区大気汚染障害者認定審査会条例」に基づき、大気汚染障害者の認定に関する必要な事項の調査、審議を行い答申することとしている。

なお、委員は10人以内をもって構成し、その任期は2年である（委員一覧は419頁参照）。